

## 農業委員会定例会 2月

1. 開催日時 令和3年2月19日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 6番委員、8番委員、11番委員
4. 議事日程
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
  - 議案第3号 非農地証明願承認について
  - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
  - 議案第5号 農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）について
  - 議案第6号 農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分の変更）について
  - 議案第7号 農業経営改善計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。  
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 1名遅れてくるそうですが、時間になりましたので始めさせていただきます。  
ここ2、3日寒い日が続き農作業をするには大変と思います。ただ、  
コロナ情勢は落ち着きだしました。3月に入ったらまたいろいろと大変だ  
と思いますが、よろしくお願いいたします。  
本日の議事録署名人ですが、10番委員、12番委員をお願いします。  
それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番につい  
て、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■田 30㎡と  
■■■■畑 211㎡の計2筆241㎡について  
■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地の■■■■では■■■■を栽培  
し、■■■■は■■■■として利用する計画となっています。■■■■さんの  
現在の経営規模は、近くに住む両親らとともに耕作することから776㎡で、  
5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号に  
は該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 はい、この（譲渡人の）方はご自身が持たれている農地の整理をしている  
ようです。■■■■では空き地の持ち主が都会に出ていることが多く、そのた  
め、近くの人が譲り受けて管理をしていることが多々出てきております。  
別段、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、  
事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■■在住の■■■■■さん、■■■■■在住の■■■■■さん、■■■■■  
■■■■■在住の■■■■■さん、■■■■■在住の■■■■■さん、■■■■■在住の■■■■■  
■■■■■さん、■■■■■在住の■■■■■さん共有の  
■■■■■畑 267 m<sup>2</sup> について  
■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■  
■■■■■さんの持分を、■■■■■の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■  
■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は、両親らと  
ともに耕作することから776 m<sup>2</sup>で、5アールの下限面積要件を満たすととも  
に、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすも  
のと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 はい、この件につきましても、持ち主が地元におらず、土地の整理をされ  
ています。■■■■■さんはその畑の隣に宅地がございますので、その方が譲り  
受けて管理されるようです。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の3番について、  
事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  
■■■■■畑 892 m<sup>2</sup> について  
■■■■■の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■を栽培す  
る計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は8,077 m<sup>2</sup>で、5アール  
の下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当し  
ないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 この圃場は以前に■■■■■さんが■■■■■を植えていましたが、実状

としては（■■■さんは）忙しかったため、管理が行き届きませんでした。更に、この圃場の特質としても、土が粘土質のため木がある一定の高さ、身長以上までしか育ちません。所有者の■■■さんについても同意は得ているようです。周りも荒れており、近隣にも迷惑がかからないため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、10月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）で審議いただいた案件の■■■■■■■■■■から分筆しての転用申請です。

■■■在住の■■■さん所有の

■■■■■■■■■■畑 272㎡ について

■■■■■■■■■■の■■■さんが、住宅を建築するための転用申請となっています。

■■■さんは、現在妻と子どもの3人でアパートで暮らしていますが、子どもの入学予定の小学校への通学の利便性や将来の両親への介護を考えて、最適な計画地に自己住宅を建築することとし、申請地を選定しています。転用に係る造成については、約0.6メートルのコンクリート擁壁を設置し、花崗土で約0.1メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも南側町道側溝に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですので、事務局の方で何か聞いていますか。

事務局 はい、■■■委員からは特に問題ないと聞いております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 372㎡ について■■■■■の■■■■■さんが、住宅を建築するための転用申請となっております。

■■■■■さんは、現在妻と2人の子どもの4人で借家で暮らしていますが、車両の進入ができず、子どもの成長により現在の住居では手狭にもなるため、自己住宅を建築することとしています。

転用に係る造成については、西側と東側に約0.3メートルまでのコンクリート擁壁を設置し、切土、盛土はなく、整地のみを行う計画となっております。また、雨水についてはため枡を設置し、北側及び南側道路側溝に排水し、汚水については合併浄化槽を設置し、北側道路側溝に排水する計画となっております。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員 はい、■■■■■さんも■■■■■さんも、お話をしていないためどのような方かは知りません。この辺りの土地自体がもともと田でした。しかし、49年の災害の後、埋め立てをして、このように畑や宅地になっている場所です。（話は変わりますが、図面にある）前方の■■■■■は去年の申請に上がっていたように思うのですが、それと■■■■■には家が建っております。もう何十年と家が建っているのですが、これも地目が畑のままですが図面はどうなっていますか。

事務局 先程おっしゃっていた、■■■■ですが、私が担当している間に申請はありませんでした。

9 番委員 去年か一昨年だったように思います。

事務局 もしかしたら、平成 30 年度より前に申請があったのかもしれませんが。

9 番委員 あったと思います。後、■■■■は何十年と家が建っています。先月もお願いしたと思いますが、もう少し正確な図面をお願いします。これが（実際に地目が）畑のままなのかもしれません。そのあたりはわかりませんが、現状はそうなっております。（■■■■の）周囲には家が建っていて、現在、この畑には■■■■が植わっております。元々はどなたの土地になりますか。■■■■さんという方は子になりますか。

10 番委員 ■■■■さんは元々■■■■の方になります。

9 番委員 この■■■■に住んでいる方ですか。

10 番委員 はい、■■■■の■■■■にお住まいです。この方は■■■■の■■■■さんの娘さんになります。

議長 下のお名前は何になりますか。■■■■さんの方ですか。

10 番委員 ■■■■さんだったと思います。2年ほど前に亡くなられた方で、■■■■地区に田があります。

議長 それなら、■■■■さんのところの方ですね。■■■■さんかそこか■■■■さんでしょう。もう一つ■■■■に■■■■という方はいますが、■■■■ではありません。

9 番委員 確かに、■■■■の方もこの辺りの土地を持っておられます。細かい話を聞いていないため何とも言えませんが、現状はそのような（■■■■が植わっている）場所です。

10 番委員 ■■■■があるのですね。

9 番委員 だいぶ前からあります。誰が植えたかは知りません。まあ、問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

10 番委員 ■■■■ですが、畑のままで家が建っているのですか。

事務局 もしかしたら、家を建てても地目変更をしていないのかもしれませんが。

10 番委員 そうでしょうね。ここは■■■■さんのところですよ。

議長 ■■■■さんのところでしょう。

9 番委員 そうでしたね。元は（■■■■さんの）奥さんの親元の土地だと思います。多く土地を持たれていて（その一部を）分けてもらったのでしょうか。この辺りは全てぬかるんだ田でした。

議長 この一角は全て田でしたからね。

10 番委員 この辺りは湿地帯でしたからね。

議長 その当時の司法書士とかはよく知っているでしょう。家が建っていますからね。建築士が（転用申請を）上げているとは思いますが。

9 番委員 後で（転用申請を）しますと言っているのかもしれませんが。

議長 後でしますということはできるのでしょうか。50年前ですが家は新しいですよ。

9 番委員 最近のものでもそのようなものはありますからね。

10 番委員 この場合は町から何も言わないのですか。

事務局 通常、転用して家を建てたら工事完了届や証明願を提出してもらっていま





畑 65 m<sup>2</sup> と

畑 247 m<sup>2</sup> と

畑 107 m<sup>2</sup> の計9筆2,265.14 m<sup>2</sup>

について長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

12 番委員 現地確認もしましたが、添付の航空写真どおり山林化しておりました。特に問題ありません。

議長 はい。私には、■■■■さんから耕作してくれる人はいますかと相談がありました。橘の山の奥は難しいでしょうと答えましたが、今回こうしてどういう意味で（申請が）出ているのかは聞いておりません。9番委員にも相談がありましたか。

9 番委員 聞いておりません。

議長 そうですか。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■さん所有の  
■■■■■■■■■■畑 996 m<sup>2</sup> について  
■■■■■■■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。  
申請地では、■■■■■■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 所有者の■■■さんは足が痛いため農業ができない状態にありました。この圃場にはパイプハウスの骨組みが残っておりますが、■■■さんはそれらを撤去せずに■■■を栽培するようです。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■在住の■■■さん所有の■■■田 429㎡ について■■■の■■■さんが、引き続き借り受けるものです。申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっております。本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 これは更新になります。また、借りている■■■さんも産直に出荷するのに力を入れているので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  
■■■■■畑 292 m<sup>2</sup> と  
■■■■■畑 562 m<sup>2</sup> の計2筆854 m<sup>2</sup>について  
■■■■■の■■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。  
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 この圃場については知りませんが、更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  
■■■■■田 619 m<sup>2</sup> と  
■■■■■田 244 m<sup>2</sup> と  
■■■■■田 393 m<sup>2</sup> の計3筆1,256 m<sup>2</sup>について  
■■■■■の■■■■■さんが、新たに借り受けるものです。  
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は5年間の使用貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 ここは■■■■■で耕作していた場所です。新たに地元の若手が引き続き耕作することになりました。問題ありません。

議長                ここですが、(新たに借り受ける方が)畔をととても綺麗にしていますね。

3番委員            そうですね。とても綺麗に管理されています。

議長                この件について意見はありますか。

委員一同           ありません。

議長                ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局             5番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■畑 1,234㎡ について  
■■■■の■■■■が、引き続き借り受けるものです。  
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長                地元委員が欠席されていますが、更新ということで、委員の皆様何かございますか。

9番委員            ■■■■さんは現在もご健在ですか。

議長                もう90歳ぐらいになりますかね。

事務局             ご存命でありますので、申請があがっています。

議長                他にございますか。

委員一同           ありません。

議長                ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

6番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■田 757 m<sup>2</sup> について■■■■■番地の■■■■■さんが、新たに借り受けるものです。申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

これも地元委員は欠席です。ここは、■■■■■さんが作っている奥手側の畑になります。隣の圃場なので問題ないように思います。この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

7番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■田 1,245 m<sup>2</sup> について■■■■■の■■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっています。本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員

現在も■■■■■さんが耕作されており、更新のため問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同          ありません。

議長                  ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局                説明の前に議案の訂正をお願いします。借賃のところが「一」とありますが、「5,000円/10a」となります。また、備考欄も「使用貸借権設定」となっていますが、「賃借権設定」になります。

8番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の

■■■■■          田 609 m<sup>2</sup> と

■■■■■          田 172 m<sup>2</sup> と

■■■■■          田 95 m<sup>2</sup> と

■■■■■          田 716 m<sup>2</sup> の計4筆1,592 m<sup>2</sup>について

■■■■■の■■■■■さんが、■■■■■、■■■■■は引き続き借り受け、■■■■■、■■■■■は新たに借り受けるものです。

申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長                  地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員              ■■■■さんが引き続き（■■■■■を）耕作され、また新規に■■■■■を植えられるということで、別段問題ありません。

議長                  この件について意見はありますか。

委員一同          ありません。

議長                  ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、事務局から説明をお願いします。

事務局                9番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の

田 190 m<sup>2</sup> と  
田 436 m<sup>2</sup> と  
田 372 m<sup>2</sup> の計3筆998 m<sup>2</sup>について

の さんが、新たに借り受けるものです。

申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 はい、現場確認をしたところ、綺麗に耕耘されていて、本人もここで が栽培できるかは疑問を持っていますが頑張りますということなので、別段問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

10番委員 この方は若い方ですか。

7番委員 50代です。ご主人が にお勤めだと思います。

議長 本人も にお勤めですか。

7番委員 ( ) は) 辞められて 栽培をされるようです。

議長 お住まいは私の家の下になります。 在住になっていましたよね。どこから嫁がれたかは知りません。町外から来られたのは間違いありません。そして、とてもおとなしい方です。後、 の さんが栽培していた所を引き継いでやっていたのではありませんか。事務局長は知りませんか。

事務局 名前は聞きますが、どのような方かは存じません。

議長 委員、この場所は窪地で田なので、湿気も多いですが大丈夫でしょうか。

7番委員 ちょうど■■■■のすぐ下で、女竹がたくさん茂っている、あの一角なのですが、綺麗にされていました。また、一番上の■■■■に■■■■が現在植えられています。下の段は、綺麗に耕耘して、(■■■■を)栽培するのだらうと思いました。ただ、近隣の農家の方からも大丈夫かと言われますが、頑張ってみますと本人はおっしゃっていました。

議長 私も大丈夫なのかなと（心配に）思います。5番委員、■■■■についてどう思いますか。

5番委員 正直、ここら辺の土質がどのようなものかわからないのですが。

議長 田です。

5番委員 水が溜まりますか。

7番委員 水が溜まるような田ではありません。川の横がすぐ水路になっており、水路を塞ぎ止めたら、田の水が入るような感じではありません。

議長 ■■■■という言葉は時々聞きますが、どのような実でしょうか。

7番委員 食用ではないようです。

5番委員 香りづけ用です。

7番委員 料理の香りづけのようです。

5番委員 一つ前の（議案の）■■■■さんも■■■■を植えられていると思います。

議長 ■■■■をしようと考えられているかもしれませんね。（■■■■は）作りにくいのでしょうか、作りやすいのでしょうか。

7番委員 この間見せていただいたときは、まだ1mにも満たない苗木でしたがナイロン袋を被せていました。（私は、■■■■は）寒さに弱いのかなと



いうふうに見ました。ただ、(近隣の方で) イノシシ対策ではないかという人もいたのでわかりません。

議長 しっかり耕作していただきましょう。この方は初めてですか。

事務局 初めてです。

議長 この場所は日当たりもすごくいいとは思いません。すぐ近くが山林だったように思います。まあ、皆様注目していただいて、他に意見はございますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の10番から12番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 10番は、          在住の                  さん所有の  
  畑 281㎡ について  
11番は、      在住の                  さん所有の  
  畑 1,186㎡ について  
12番は、      在住の                  さん所有の  
  畑 139㎡ と  
  畑 292㎡ の計2筆431㎡について  
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である                  の                  に貸し付けるものです。  
申請地では、          を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 はい、10番は農免道路のすぐ下のところで、従業員に確認したところ去年

から少し管理していたようで、■■■■と■■が植わっている状態ですので別段問題ありません。11番は新規になっていますが、農地機構を介した更新ですので別段問題ありません。12番は横の■■■■とかこの辺りを■■■■が耕作しているので、去年まではセンソウグサや雑木が生えておりましたが、今は■■■■が植わって綺麗になっていますので別段問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

職務代理 1番委員、この件に関して■■■■からは説明がありましたか。

1番委員 聞きに行きました。

職務代理 誰が担当しているかもわからず、■■■■からは一切説明がないでしょう。■■■■からは説明がありますが、■■■■からは説明がありません。

議長 事務局から指導するのも手ですね。地元委員にはこういう経過ですよと説明するように伝えた方がいいでしょう。

事務局 すみませんが、今回の案件は農地機構からの申請になります。

議長 農地機構なら特に指導しそうですが。

職務代理 他の案件もそうです。私は（■■■■の）担当がどなたか知りません。

事務局 ■■■■には申請書を持ってこられる際に都度、地元農業委員には説明するように伝えています。

議長 （農地）機構からは（地元農業委員に説明するようには）言えませんか。

専門員 基本的には、説明するように言っています。管理状況も含め、契約書を交わす時には言っています。

職務代理 ■■■■■を剪定したものをどこにでも捨てる等があるので、ここ（■■■■■は）ちょっと酷いなと思います。

議長 その点は（■■■■■に）伝えてもらって、他にはございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の13番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 13番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  
■■■■■田 474㎡ と  
■■■■■畑 396㎡ の計2筆870㎡について  
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■さんに貸し付けるものです。  
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 はい、ここは、10年前に■■■■■と■■■■■と■■■■■の3社で建設関係の補助事業をやっていたそうです。昨日と今日事務局に確認したところ10年前の補助事業のため問題ないと伺いました。別段、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。  
この（賃貸）■■■■■円の根拠は何ですか。

専門員 これは固定資産税の金額です。（■■■■■さんが）固定分だけ支払ってくれたらいいとのことでした。

議長 こういう場合もあるようです。他に何かございますか。

委員一同           ありません。

議長                ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の14番から17番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局            14番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  
■■■■■田 305㎡ について  
15番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  
■■■■■田 282㎡ について  
16番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  
■■■■■畑 585㎡ について  
17番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  
■■■■■田 495㎡ と  
■■■■■畑 511㎡ と  
■■■■■田 808㎡ の計3筆1,814㎡について  
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■さんに貸し付けるものです。  
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長                地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員           この場所は、11月の農業委員会で青年等就農計画認定申請の話にあがっていた案件です。現地確認をしたところ、草は生えていませんでした。農地機構も入っておりますし、木自体も大きく、ここは■■■■■が■■■■■を植えて、その後■■■■■が管理し、その後■■■■■に勤めていた■■■■■さんが管理していたのが■■■■■さんになるということを耳にしました。  
問題ありません。

議長                この件について意見はありますか。

10番委員          ■■■■■さんは■■■■■を辞められた方ですね。

議長                   そうですね、■■■■■を辞めて新規就農される方です。

4 番委員           12月に辞めて（■■■■■を）作ることにしたようです。ただ、（■■■■■さんは）剪定をされていませんでした。大きな木は前の（耕作者の）方が切っていたと近隣の方がおっしゃっていました。

7 番委員           （■■■■■さんは）■■■■■さんと親しいので、ひょっとしたら■■■■■の畑で（手伝っていたのかもしれませんが）。

議長                   ここは田ですが、湿気ないのでしょうか。7番委員大丈夫でしょうか。

7 番委員           この辺りは、意外と砂地みたいになっているため湿気は問題ないと思います。

議長                   それなら栽培はできそうですかね。

7 番委員           （後は）日当たり（が問題）ですね。

1 番委員           日当たりは良くないでしょう。

議長                   池の下なのでそうでしょうね。よかったら■■■■■さんが離さないでしょう。

1 番委員           この間までは（■■■■■さんは）■■■■■まで行っていましたからね。

職務代理           女性の方は凄いですね。

議長                   はい、頑張っていたきたいと思いますが、他に意見はございますか。

委員一同           ありません。

議長                   ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の18番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>18番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 712㎡ について</p> <p>(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■さんに貸し付けるものです。</p> <p>申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>ここは私の地元の案件になります。■■■■■さんから私に、耕作しませんかという話がありました。(私は)■■■■■では■■■■■から少し下の方をメインに耕作しており、(私の耕作地から)下の方であれば■■■■■さんがよいのではありませんかと伝えたところ、■■■■■さんが耕作されることになりました。問題ありません。</p> <p>この件について意見はありますか。</p>
1番委員	<p>■■■■■さんは広げ過ぎて、畑の把握が難しそうですね。覚えきれないのでしょ うか。</p>
議長	<p>■■■■■に一回(栽培管理しに)来たら、自分が1日、2日でできるような作業体系で、農地が近所にあるので、今の段階では管理ができています。ただ、現在の農地の合計がどれぐらいになっているのでしょうか。3町を超えているのでしょうか。</p>
専門員	<p>3町ぐらいですね。</p>
議長	<p>1人で3町を管理するのは大変でしょうね。奥さんもされているのでしょうか。</p>
7番委員	<p>妹さんもすごく働かれています。</p>
1番委員	<p>今日(■■■■■さんたちを)見かけたのですが、妹と奥さん、お父さん、お母さんとで新しい品種の■■■■■を植えるということで、段取りをされていました。</p>

議長 第一線でされておりますので、是非頑張ってくださいと思います。他に意見はございますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。次に、議案第5号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■畑 179 m<sup>2</sup> について自己住宅を建築するための農用地区域からの除外となっております。■■■■さんは現在、自身が代表取締役を務める■■■■の倉庫の一部を改修して暮らしていますが、業務の都合により会社に返すこととなったため、妻と2人での生活の拠点として自己の所有地に住宅を建築することとしています。計画地の選定にあたっては、会社に近く、小規模住宅の建築にとって申請地が最適地として選定されたようです。申請地は西側から北側にかけて道を介して農地に囲まれているものの、2方が宅地に接し、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。

議長 地元委員が欠席なので、事務局は何か聞いていますか。

事務局 6番委員からは、農振除外の基準を達成しているのなら問題ないと聞いております。

議長 ここは、■■■■の少し手前の■■■■の上のところ、問題ないでしょう。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第6号（農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分の変更））について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第6号は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■**畑 7,395㎡のうち987㎡ について  
**■■■■**の**■■■■**が、申請地南東の農業用施設用地（5141-14 3,048㎡）を拡張するための、農地から農業用施設用地への用途区分の変更となっています。

**■■■■**は現在、申請地の隣接地で農舎とそれに附帯する駐車場及び進入路を整備中ですが、完成後に島内で短期アルバイトとして多く雇用することから駐車台数を当初の計画より20台程度増やす必要があるため、駐車場を追加整備することとしています。

計画地の選定にあたっては、現在整備している農舎に隣接し、駐車スペースの確保ができる申請地を最適地として選定したようです。農業上の用途区分の変更によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員

**■■■■**には会っていません。事務局に確認したところ、最低限の駐車場なら県の方からも問題ないと聞いておりますので、問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第7号（農業経営改善計画認定の審査）の1つ目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第7号の1つ目は、**■■■■**の**■■■■**さんの認定申請となっております。**■■■■**さんは6回目の認定申請となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について説明します。**■■■■**さんは、**■■■■**地区で施設にて花卉を栽培しています。経営改善の方向の概要としては、生産方式の合理化



を図るため、〇〇の周年栽培を行い、産地の維持・安定につなげ、〇〇等の高付加価値の品種を拡大し、支援事業、資金制度等を有効に利用するとのことです。目標年間所得は〇〇円、目標年間労働時間は〇〇時間となっています。主たる従事者1人当たりの年間目標所得は〇〇円、目標年間労働時間は〇〇時間です。現在、〇〇を〇〇で〇〇、〇〇を〇〇で〇〇、〇〇を〇〇で〇〇生産していますが、5年後の計画で、〇〇と〇〇は作付面積及び生産量に変更はなく、〇〇のみ作付面積を〇〇にし〇〇生産する計画となっています。生産方式の合理化については、農用地はある程度集約できているため現状維持をし、冬期に燃料費の少ない〇〇を増やすことで冬場の収入を確保するとのことです。経営管理の合理化については、現在、複式簿記記帳をパソコンで行っており、今後は、記帳だけでなく、経営分析等も行うとのことです。農業従事者の態様の改善については、決まった休日がないため、休日を作るために支援施設の利用、また、周年出荷により、作業の分散を図るとのことです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。

続いて、議案第7号（農業経営改善計画認定の審査）の2つ目について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号の2つ目は、〇〇の〇〇さんの認定申請となっております。〇〇さんは6回目の認定申請となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。それでは、計画について説明します。〇〇さんは、〇〇地区で〇〇と〇〇を栽培しています。経営改善の方向の概要としては、〇〇等の老朽化している施設・設備の改修に、支援事業、制度資金等を有効活用するとのことです。目標年間所得は〇〇円、目標年間労働時間は〇〇時間となっています。主たる従事者1人当たりの年間目標所得は〇〇円、目標年間労働時間は〇〇時間です。現在、〇〇を〇〇で

■■■■、■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■、■■■■で■■■■生産しており、5年後の計画でも、すべての作目で現状と変わりなく生産する計画となっています。生産方式の合理化については、老朽化している■■■■の改修をすることで生産を安定させ、また、燃料費の削減を図るとのことです。経営管理の合理化については、現在、パソコンで簿記を行っており、今後は記帳データをもとに経営改善を図るとのことです。農業従事の態様の改善については、現在、休日は取得できているものの、目標年間労働時間を達成するために雇用者との休日等の日数調整を行うとのことです。

議長 この件について意見はありますか。

3番委員 ■■■■は■■■■の誤りだと思います。

事務局 確認します。

議長 確認していただいて、他に意見はございますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。  
続いて、議案第7号（農業経営改善計画認定の審査）の3つ目について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号の3つ目は、■■■■の■■■■さんの認定申請となっております。■■■■さんは6回目の認定申請となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。  
それでは、計画について説明します。■■■■さんは、■■■■地区を中心に■■■■と■■■■を栽培しています。経営改善の方向の概要としては、無人防除機を導入することで作業の安全性などの向上を図り、資金や支援事業等を活用して■■■■等の施設や設備の修繕・改修を行うとのことです。目標年間所得は■■■■円、目標年間労働時間は■■■■時間となっています。主たる従事者1人当たりの年間目標所得は■■■■円、目標年間労働時間は■■■■時間です。現在、■■■■を■■■■で■■■■、

■■■■■を■■■■■で■■■■■生産していますが、5年後の計画で、■■■■■  
■■■■■を■■■■■で■■■■■、■■■■■は現状と変わりなく生産する  
計画となっています。生産方式の合理化については、■■■■■（■■■■■  
■■■■■）を導入し、脇芽を摘む作業を省略することで生産の合理化を図  
り、四段サーモの導入で動力光熱費の削減を図るとのことです。経営管理  
の合理化については、現在、パソコンでの簿記記帳を行っており、今後  
は、パソコンでの経営分析を行うとのこと。農業従事の態様の改善に  
ついては、夏期高温時の作業を、比較的施設内の温度が低い早朝又は夜間  
に行うことで熱中症等の予防を図り、無人防除機を導入することで作業の  
安全性と労力の削減を図るとのことです。

この件について意見はありますか。

議長

ありません。

委員一同

ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとしま  
す。

議長

続いて、議案第7号（農業経営改善計画認定の審査）の4つ目について、事  
務局から説明をお願いします。

事務局

議案第7号の4つ目は、■■■■■の■■■■■さんの認定申請となっております。  
徳本さんは6回目の認定申請となります。この計画の作成にあたっては、小  
豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について説明します。■■■■■さんは、■■■■■地区で■■■■■をして  
います。経営改善の方向の概要としては、耐用年数が経過する機械等を更  
新することで作業の効率化を図り、その際に、支援事業や資金制度等を利  
用するとのこと。目標年間所得は■■■■■円、目標年間労働時間は  
■■■■■時間となっています。主たる従事者1人当たりの年間目標所得は■■■■■  
円、目標年間労働時間は■■■■■時間です。現在、■■■■■で■■■■■  
■■■■■、■■■■■、■■■■■を■■■■■生産していますが、5年後の計画で、■■■■■  
■■■■■で■■■■■、■■■■■を■■■■■に減らす代わりに、■■■■■  
を■■■■■増やす計画となっています。■■■■■は現状と変わりありません。生産  
方式の合理化については、■■■■■の生産量増のために、■■■■■  
■■■■■を活用した■■■■■を実施し、■■■■■を最大限に  
活用するとのこと。経営管理の合理化については、現在、パソコンに

よる複式簿記記帳を行っており、今後は、経営分析を実施し、コスト削減と売上向上を図るとのことです。農業従事の態様の改善については、休日確保のために、新たに臨時雇用をするとのことです。

この件について意見はありますか。

議長

ありません。

委員一同

ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。

議長

議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。

それでは、藤本信悟職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

本日は案件も多く長時間お疲れ様でした。ご審議ありがとうございました。

これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時45分

議 長 会長

議事録署名人 10 番

議事録署名人 12 番